

事例から学ぶ

相談員のための **トラブル対策**

NEWS

栄養状態の悪化で身体機能が低下したのはサ高住の責任

■「栄養管理の義務はない」と主張するサ高住の施設長

Mさん(91才男性)は認知症と左半身麻痺がある、「サービス付き高齢者向け住宅」の入居者です。キーパーソンの長女が月に1回面会にやってきます。ある時、面会に来た娘さんが、Mさんの健側の足の力が著しく低下していることに気付きました。不審に思った娘さんが、相談員に脚力低下の理由を尋ねると、「最近衰えが激しいので要介護度の認定変更をしようと思っているところです。ヘルパーの回数も増やしましょう」と言われました。その日、娘さんが食事介助をしていると、3割ほど食べたところで、Mさんは食事をやめました。不思議に思い、相談員に食事の記録を見せてもらおうと、1ヶ月前前から食事が半分以下になっています。Mさんを受診させると、アルブミン値などに異常が見られ、極度な低栄養状態と判明しました。娘さんは、「低栄養状態を放置して身体機能が低下したのは契約違反だ」と施設長に抗議をしましたが施設長は「サ高住に栄養管理の義務はない」と反論を続けています。

家族・医師への報告義務は？

■サ高住の選択サービスに栄養管理は含まれるか？

このサ高住では、食事摂取量を記録してるので、当然Mさんの食事量の減少について把握していたはずですが、食事摂取量が低下している状態で長期間放置すれば、低栄養状態になり身体機能の低下ばかりでなく持病の悪化などにつながることも、想定されます。ですから、Mさんの身体機能が低下したのは、食事摂取量が減少したことが原因だと考えられます。



では娘さんの「低栄養状態を放置したのは施設の責任」という主張は正しいのでしょうか？まず、サ高住のMさんに対するサービス契約面から検証してみましょう。サービス付き高齢者向け住宅で提供されるサービスは基本サービスと選択サービスがあります。基本サービスは「安否確認」と「生活相談」で、どの施設でも提供しなければなりません。そして、個々の利用者が自由に選べる選択サービスは、食事の提供、掃除・洗濯のサポートなどの生活支援や、入浴介助・食事介助・排泄介助などの身体介護サービスとされています。Mさんは選択サービスである生活支援と身体介護を全て利用していましたが、このサービスに栄養管理は含まれていません。サ高住には管理栄養士の人員配置が義務付けられていませんから、特養や老健のような栄養管理はできないのです。

■食事摂取量の把握と報告は食事提供の付随義務

前述のように、サ高住では専門家による栄養管理の義務はありません。しかし、管理栄養士による高度な栄養管理の義務はなくても、食事摂取量が著しく低下している状態を長期間放置しておいて良いのでしょうか？食事摂取量を毎日記録しているのであれば、その摂取量に変化が現れた時には、何もしなくて良いのでしょうか？

一般的にはサ高住では食事摂取量を管理しているため、食事摂取量が著しく低下している時に家族やかかりつけ医に報告することは、食事提供サービスの付随義務としてサ高住が負っていると理解すべきでしょう。施設長の言う通り栄養管理の義務はありませんが、食事量低下を家族や医師に報告する義務はあったと考えられるのです。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当 堀江・高橋 TEL 03-5789-6456

監修：株式会社安全な介護 代表 山田 滋

担当課支社・代理店

株式会社福祉施設共済会
東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSビル
電話03-5466-0881 FAX03-5466-0882